

パーソナルカルテについてのQ & A (保護者向け)

Q1 パーソナルカルテとはどのようなものですか。

パーソナルカルテは、小学校入学前から、仕事に就くまでの支援の必要なお子さんについての情報を一つにまとめたファイルです。

Q2 パーソナルカルテはどんなことに使うものですか。

パーソナルカルテは、お子さんの今まで受けてきた支援や、お子さんが必要としている支援について書き込まれたり、挟み込まれたりしているので、お子さんの育ちに関わっている関係機関の方々に見せることで、どのような支援を必要としているのかを伝えることができます。伝えたい内容をもとにして、より良い支援につながるように関係機関の方々と十分に話し合ってください。

Q3 パーソナルカルテには、どんなことを書いたり挟み込んだりするのですか。

パーソナルカルテには、お子さんの「プロフィール」、関係機関で伝えられたことを書く「関係機関等での記録」、検査の結果を記録に残す「検査等の記録」、お子さんの年齢に合わせて様子を書く「成長の記録」等、基本の様式に沿って書くことができます。また、お子さんの得意なこと、知っておいてほしいこと等を書く「マイページ」は、お子さんが自分の特性を知るために使うこともできます。学校や教育相談で伝えられた情報についても「関係機関等での記録」に書き込んだり、紙でもらった場合は、挟み込んだりすることができます。

Q4 パーソナルカルテを使うと、どのようなよいことがありますか。

パーソナルカルテをお子さんに関わっている関係機関の方々に見せることで、何度も同じ説明をすることなく、お子さんの今までの様子を伝えることができます。また、パーソナルカルテの活用により情報共有がスムーズに行われると、今必要としている支援を引き続き受けることができるので、お子さんの周りの人が変わっても、安心して生活を続けることができます。

また、関係機関等からのお子さんに関わる情報を挟み込んでいくこともでき

るので、お子さんの情報を一つにすることができ、このファイルで、お子さんの成長をみることができます。

Q 5 パーソナルカルテはだれが作るものですか。

パーソナルカルテは、本人や保護者が書いて作ります。書き込む内容についてお困りの場合は、各関係機関の担当者にご相談ください。

Q 6 パーソナルカルテはどこで手に入りますか。

基本の様式は、各市町の教育委員会にありますので、各市町教育委員会より受け取っていただくことができます。

また、パーソナルカルテは、三重県教育委員会のホームページにも掲載してありますので、必要なページを印刷して使っていただくことができます。

Q 7 パーソナルカルテはどのように作っていけばよいですか。

「パーソナルカルテ」の様式に沿って、書き込みます。どのページからでも作ることができ、すべてのページをもれなく書き込まなくてはならないということはありません。また、教育相談、診察のときに、各関係機関から伝えられた内容を「関係機関等の記録」のページに書き込んだり、紙でもらった場合はファイルに挟み込んだりして作っていきます。

Q 8 パーソナルカルテはどのように使うのですか。

パーソナルカルテは、お子さんが進級、進学、就職されるときに、本人または保護者がファイルを見せることで、進学先、就職先等に支援に必要な情報が伝わり、引き継がれていきます。進学先や就労先との引き継ぎの場、教育相談、支援に係る診察の場で見せながら、支援の内容を伝えてください。

また、各関係機関から、支援について伝えられたときは、「関係機関等での記録」のページに書いたり、紙での情報を渡してもらった場合は、ファイルに挟み込んだりすることで、情報を一つにまとめてください。また、母子健康手帳やお薬手帳等も一緒にとじておくとお子さんの様子がよくわかってよいですね。

Q 9 パーソナルカルテは市町にはありますか。県の様式を使わなくてはいけ

ませんか。

このパーソナルカルテは、三重県教育委員会が作成したのですが、各市町にもパーソナルカルテと同じ内容のファイルが用意されているところがあります。市町にある場合は、お住まいの市町にお尋ねいただき、市町のものをお使いください。

Q10 パーソナルカルテはだれが持っているのですか。

パーソナルカルテは、お子さんの支援に関する大切な情報です。本人や保護者が大切に持って、必要なときにお使い下さい。

(参考)

個別の就学支援ファイル	一人ひとりの障がいのある子どもについて、乳幼児期から小学校入学前までの一貫した長期的な支援計画を、保育園・幼稚園が中心となり、関係機関と連携し、保護者の参画や意見も取り入れながら作成する計画。
個別の教育支援計画	一人ひとりの障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な支援計画を、学校が中心となり、関係機関と連携し、保護者の参画や意見も取り入れながら作成する計画。
個別の指導計画	幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法・評価を盛り込んだ指導計画。
個別の移行支援計画	高等部に在籍する生徒の将来を見通し、学校から社会への移行期に対応する「個別の支援計画」であり、学校が中心となって作成される「個別の教育支援計画」に含まれることもある。

パーソナルカルテについてのQ & A (保護者向け)

Q1 パーソナルカルテとはどのようなものですか。

パーソナルカルテは、小学校入学前から、仕事に就くまでの支援の必要なお子さんについての情報を一つにまとめたファイルです。

Q2 パーソナルカルテはどんなことに使うものですか。

パーソナルカルテは、お子さんの今まで受けてきた支援や、お子さんが必要としている支援について書き込まれたり、挟み込まれたりしているので、お子さんの育ちに関わっている関係機関の方々に見せることで、どのような支援を必要としているのかを伝えることができます。伝えたい内容をもととして、より良い支援につながるように関係機関の方々と十分に話し合ってください。

Q3 パーソナルカルテには、どんなことを書いたり挟み込んだりするのですか。

パーソナルカルテには、お子さんの「プロフィール」、関係機関で伝えられたことを書く「関係機関等での記録」、検査の結果を記録に残す「検査等の記録」、お子さんの年齢に合わせて様子を書く「成長の記録」等、基本の様式に沿って書くことができます。また、お子さんの得意なこと、知っておいてほしいこと等を書く「マイページ」は、お子さんが自分の特性を知るために使うこともできます。学校や教育相談で伝えられた情報についても「関係機関等での記録」に書き込んだり、紙でもらった場合は、挟み込んだりすることができます。

Q4 パーソナルカルテを使うと、どのようなよいことがありますか。

パーソナルカルテをお子さんに関わっている関係機関の方々に見せることで、何度も同じ説明をすることなく、お子さんの今までの様子を伝えることができます。また、パーソナルカルテの活用により情報共有がスムーズに行われると、今必要としている支援を引き続き受けられるので、お子さんの周りの人が変わっても、安心して生活を続けることができます。

また、関係機関等からのお子さんに関わる情報を挟み込んでいくこともでき

るので、お子さんの情報を一つにすることができ、このファイルで、お子さんの成長をみることができます。

Q5 パーソナルカルテはだれが作るのですか。

パーソナルカルテは、本人や保護者が書いて作ります。書き込む内容についてお困りの場合は、各関係機関の担当者にご相談ください。

Q6 パーソナルカルテはどこで手に入りますか。

基本の様式は、各市町の教育委員会にありますので、各市町教育委員会より受け取っていただくことができます。

また、パーソナルカルテは、三重県教育委員会のホームページにも掲載してありますので、必要なページを印刷して使っていただくことができます。

Q7 パーソナルカルテはどのように作っていけばよいですか。

「パーソナルカルテ」の様式に沿って、書き込みます。どのページからでも作ることができ、すべてのページをもれなく書き込まなくてはならないということはありません。また、教育相談、診察のときに、各関係機関から伝えられた内容を「関係機関等の記録」のページに書き込んだり、紙でもらった場合はファイルに挟み込んだりして作っていきます。

Q8 パーソナルカルテはどのように使うのですか。

パーソナルカルテは、お子さんが進級、進学、就職されるときに、本人または保護者がファイルを見せることで、進学先、就職先等に支援に必要な情報が伝わり、引き継がれていきます。進学先や就労先との引き継ぎの場合、教育相談、支援に係る診察の場で見せながら、支援の内容を伝えてください。

また、各関係機関から、支援について伝えられたときは、「関係機関等での記録」のページに書いたり、紙での情報を渡してもらった場合は、ファイルに挟み込んだりすることで、情報を一つにまとめてください。また、母子健康手帳

くすりてちょうなど いっしょ
 やお薬手帳等も一緒にとじておくとお子さんの様子がよくわかってよいですね。

Q 9 パーソナルカルテは市町にはありますか。県の様式を使わなくてはいけませんか。

このパーソナルカルテは、三重県教育委員会が作成したのですが、各市町にもパーソナルカルテと同じ内容のファイルが用意されているところがあります。市町にある場合は、お住まいの市町にお尋ねいただき、市町のものをお使いください。

Q 10 パーソナルカルテはだれが持っているのですか。

パーソナルカルテは、お子さんの支援に関する大切な情報です。本人や保護者が大切に持って、必要なときにお使い下さい。

さんこう
 (参考)

<p>こべつ しゅうがくしえん 個別の就学支援ファイル</p>	<p>ひとり しょう こ 一人ひとりの障がいのある子どもについて、乳幼児期から しょうがっこうにゆうがくまえ いっかん ちょうきてき しえんけいかく ほいく 小学校入学前までの一貫した長期的な支援計画を、保育 えん ようちえん ちゅうしん かんけいきかん れんけい ほごしゃ さんかく 園・幼稚園が中心となり、関係機関と連携し、保護者の参画 や意見も取り入れながら作成する計画。</p>
<p>こべつ きょういくしえんけいかく 個別の教育支援計画</p>	<p>ひとり しょう こ 一人ひとりの障がいのある子どもについて、乳幼児期から がっこうそつぎょうご いっかん ちょうきてき しえんけいかく がっこう 学校卒業後までの一貫した長期的な支援計画を、学校が ちゅうしん かんけいきかん れんけい ほごしゃ さんかく いけん 中心となり、関係機関と連携し、保護者の参画や意見も と い さくせい けいかく 取り入れながら作成する計画。</p>
<p>こべつ しどうけいかく 個別の指導計画</p>	<p>ようじじどうせいひとり きょういくてき たいおう しどう 幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導 もくひょう しどうないよう ほうほう ひょうか も こ しどうけいかく 目標や指導内容・方法・評価を盛り込んだ指導計画。</p>
<p>こべつ いこうしえんけいかく 個別の移行支援計画</p>	<p>こうとうぶ ざいせき せいと しょうらい みとお がっこう しゃかい 高等部に在籍する生徒の将来を見通し、学校から社会への いこうき たいおう こべつ しえんけいかく がっこう 移行期に対応する「個別の支援計画」であり、学校が中心と なって作成される「個別の教育支援計画」に含まれること もある。</p>